

2020年度教育実践報告： 「精神保健福祉援助実習指導」・「精神保健福祉援助実習」

—コロナ禍における教育実践と今後の課題—

畑 香理*・鬼塚 香**・住友雄資***

要旨 本教育実践報告では、2020年度にコロナ禍で行った「精神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」に関する教育実践を整理するとともに、2021年度に向けた課題について述べた。

まず「精神保健福祉援助実習指導」における取り組みを履修学生の学年ごとに整理した。具体的には、3年生に関しては、精神科病院見学実習を中止し、代替学習としてレポート課題の提示、視聴覚教材を活用した授業及び外部講師による講義を実施したことを報告した。4年生に関しては、事前学習と事後学習それぞれの取り組みと、実習報告会ではオンラインでの開催を試みたことなどを記した。つぎに、「精神保健福祉援助実習」における取り組みとして、コロナ禍での実習実施における学生及び教員の感染対策や実習調整等に関して整理した。さいごに、新型コロナウイルスの感染状況が続くことを想定した「精神保健福祉援助実習指導」の学習内容や方法等のさらなる検討、「精神保健福祉援助実習」の実施に向けて実習施設へ感染対策に関する事項を丁寧に説明し情報共有を行うことで連携を強化することなどを課題として挙げた。

キーワード コロナ禍、感染予防、代替学習、学生対応、実習調整

1. はじめに

2020年度は新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響を大きく受けた一年であった。2019年度冬から新型コロナ感染者数

が増加し、感染拡大に歯止めがかからない状況になったことに加え、年度末に文部科学省及び厚生労働省の関係部局から「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」が

* 福岡県立大学人間社会学部・助教

** 福岡県立大学人間社会学部・講師

*** 福岡県立大学人間社会学部・教授

発出され¹⁾、新年度からの実習教育が見通せなくなった。その後、2020年4月に緊急事態宣言の発令に伴い、本学では4月9日から対面授業が休止となった。3・4年生がそれぞれ履修する「精神保健福祉援助実習指導」は、初回授業から遠隔授業となり、緊急事態宣言解除まではeラーニングを中心としたWeb授業を実施した。また、4年生が履修する「精神保健福祉援助実習」では、例年6月から9月にかけて実習を実施していたが、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟から実習実施時期に関する会長声明が出されたため²⁾、これを受けて6月から開始される実習を見合わせることにした。そのため、前期授業期間中は、感染状況をみながら主に実習施設側と実習受入れの調整を行うと同時に、実習における感染対策を検討し、学生への感染防止に関する教育や実習施設への説明等を行った。例年であれば9月には4年生全員の実習が終了していたが、当該年度は実習の開始時期が8月となり、学生全員が実習を終えたのは12月であった。したがって、事後学習は授業終了時期を延長し、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験をはさんだ2月下旬まで及ぶこととなった。このように、年度当初から予測のできない状況が続いたが、実習施設の理解と協力のもと、履修学生全員が配属実習を終了した。学生にとっては大きな不安やさまざまな戸惑いを抱えながら過ごした1年であり、また教員にとっても学生の学びを支えようと奮闘してきた1年であった。

本報告では、2020年度のコロナ禍で行ってきた「精神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」に関する教育実践を整理するとともに、引き続き外出自粛や感染防止が求められる2021年度に向けた課題について述べ

ることとしたい。

2. 3年生に対する教育実践(表1)

まず、「精神保健福祉援助実習指導」における教育実践のうち、3年生に対する取り組みを示す。

(1) 精神科病院見学実習の中止と代替学習

本学における「精神保健福祉援助実習指導」の授業は、3年前期から4年後期までの2年間にわたる科目である。例年、3年生の前期授業期間中に精神科病院への見学実習(以下、見学実習)を実施している。見学実習の目的として、次の4点を掲げ、「精神保健福祉援助実習」に向けた事前学習として位置づけている。

- ①精神科病院の実際について学ぶ
- ②精神科病院の患者・利用者を知る
- ③自己についての理解を深める
- ④精神保健福祉援助実習への動機を確認し、学習課題を発見する

2020年度は、年度当初に緊急事態宣言が発令され、全国的にも県内でも新型コロナの蔓延が危惧されていたため、担当教員で協議し、後期授業期間での実施の可能性も残しつつ、前期授業期間中における見学実習の中止を決定した。見学実習が中止になると上記の目的に沿った学習が困難になるため、代替となる授業を検討する必要が生じた。協議の結果、主に②精神科病院の患者・利用者を知るといった点に関して課題設定し学習を行うこととした。具体的には、精神保健福祉関連の書籍及び映像から2作品を選び、通読あるいは視聴してレポート提出を求めるといった課題である。課題に取り組む際に

表1 3年生授業スケジュール

時期	授業内容
前期	オリエンテーション（授業スケジュール、履修上の注意等） ※eラーニングによる授業
	事前学習（精神保健福祉関連書籍及び映像の視聴及びレポート） ※eラーニングによる授業
	オリエンテーション（授業スケジュール、履修上の注意等）
	精神科病院見学実習オリエンテーション（後期での実施に向けたオリエンテーション、見学実習の概要提示等） ※eラーニングによる授業
後期	後期授業オリエンテーション
	視聴覚教材の活用①
	視聴覚教材の活用②
	視聴覚教材の活用③
	実習事前面接（受講動機、心構え、選択理由等の確認）①
	外部講師による講義①
	実習事前面接（受講動機、心構え、選択理由等の確認）②
	外部講師による講義②
	プレ実習オリエンテーション、プレ実習 実習計画書作成指導①
	外部講師による講義③
	実習事前面接（受講動機、心構え、選択理由等の確認）③
	外部講師による講義④
	プレ実習 実習計画書作成指導②
	プレ実習 実習計画書作成指導③
	実習計画書作成に関するオリエンテーション
4年生の実習報告会への参加	
プレ実習（障害福祉サービス事業所での実習）	

は、選択した作品の中に登場する精神障害者の生活に着目するよう指示を出した。書籍及び映像は、附属図書館や学科所蔵のもの、担当教員所有のものを多数掲載したりスト化して学生へ提示した。学生たちはただ精神障害に関する作品に触れるということではなく、課題に取り組むことによって、精神障害者の生活を垣間見、当事者の気持ちを想像することや、支援者として何を大切にすべきか考えるきっかけを得たようであった。

以上が前期授業期間における取り組みである。見学実習については、後期授業期間内での実施について、後期開始前に担当教員間で検討を行った。これまでの見学実習では、3～6名の学生を1グループとし、各グループにつき1名の教員が引率して精神科病院を見学できるよう進めてきた。しかし、実習内容に病院内、特に病棟の見学が含まれること、さらにコロナ禍において複数名が実習先を訪れることで感染拡大のリスクが高まる可能性があることを考慮した結果、2020年度は見学実習を後期授業期間においても実施しないことを決定した。後期開始前の時点では、後に記す精神保健福祉援助事前実習(以下、プレ実習)の実施も見通せなかったため、後期授業では、見学実習における代替学習の強化とプレ実習中止となった場合の代替となるような学習を授業内容に組み入れることにした。具体的には、視聴覚教材を活用した授業と外部講師による講義を行った。

まず、視聴覚教材を活用した授業では、後期授業のうち3コマを視聴及びグループ討議に充てた。これらを通じて、見学実習で学ぶはずだった実際の精神科病院の内部や職員の動きの理解を深め、精神障害者の生活実態の理解や精神保健福祉士の役割と実践の理解を目指した。

授業後には学生へレポート作成の指示を出し、eラーニング等を通じて提出させた。なお、レポート課題に関しては提出までに十分な期間をもたせて期日を設定した。

授業で用いた視聴覚教材を以下に挙げる。

- ①東京精神保健福祉士協会(2010)『東京PSWストーリー2010“チェンジ”』
- ②中島映像教材出版(2014)『川村先生が街で診療所を始めた平成26年の春のべてるRe:バリーオーディナリーピープル2014』
- ③中島映像教材出版(2013)「べてるについて/伊藤知之インタビュー」『私の統合失調症を語ろう』
- ④円城寺プロダクション(1978)『夾竹桃の咲く精神病棟』
- ⑤NHK(2020)「ドキュメント 精神科病院×コロナ～最前線からの報告～」『ハートネットTV』

つぎに、外部講師による講義では、4名の講師を隔週にわたって招聘し授業を行った。例年、3年次の後期授業期間内には、実習指導者資格を持つ現任の精神保健福祉士1名を外部講師として招聘し、次年度の実習に向けた事前学習や精神保健福祉士の役割等についての講義を依頼している。2020年度は、実習指導者資格を持つ現任の精神保健福祉士3名を追加し、それぞれが所属する精神科病院や地域の障害福祉サービス事業所における施設内の写真や動画を、個人情報等の関係上許容できる範囲内において撮影し、学生に見せてもらうよう依頼した。さらに、授業当日は対面もしくはリモートで患者及び利用者の様子、精神保健福祉士の業務についても実際例等を示して講義していただいた。

(2) プレ実習の実施

プレ実習は、少人数でグループを組んだ学生たちが地域の障害福祉サービス事業所で1日実習を行い、事業所の沿革・概要や利用者の状況、職員の業務内容等について理解を深め、さらに各学生が4年生で実施する精神保健福祉援助実習の学習目標等を明確化することを目的としている。例年1月から2月にかけて実施し、事業所や利用者に関する事前学習やコミュニケーション技術等において学生の多くは自身の課題を発見し、次年度の実習に向けた準備学習に取り組むこととなる。

2021年1月13日、福岡県は再び緊急事態宣言の対象区域となり、2月には緊急事態措置が延長、3月8日に解除されるといった状況にあった。2020年度のプレ実習は、当初は、緊急事態宣言が解除された後に配属するよう2月下旬に予定していた。しかし、措置の延長により実習の各配属施設と相談した結果、予定通り実施する事業所と実習延期とする事業所に対応が分かれた。

プレ実習に限らず、本学科ではコロナ禍における実習の実施にあたり、「社会福祉学科における『新型コロナウイルス感染症』感染防止に向けた実習実施要項」（以下、実習実施要項）を定めた。実習実施要項には、主に新型コロナを理由にした実習中止・実習方法の変更、実習中止及び中断の判断基準、実習生及び教員の感染防止対策、単位認定に関する事項等が規定されている。特に感染防止対策に関しては、実習開始（教員においては実習巡回）の2週間前から実習終了まで徹底した感染予防の取り組みを求めており、新型コロナ接触確認アプリ（CO-COA）を各自インストールし陽性者との接触を適宜確認するよう定められている。したがっ

て、プレ実習の実施に向けて、学生は日頃の感染予防に加えて実習の2週間前から実習終了まで実習実施要項を遵守した生活を送った。

すべてのプレ実習の配属が終了したのは、3月下旬であった。授業スケジュール上は、年度内にプレ実習報告会を開催するのだが、報告書作成と発表準備に加え、4年次に行う精神保健福祉援助実習の実習計画書作成等の時期が重なったため、年度内での報告会開催は困難であると担当教員間で判断し、翌年度に実施することとなった。

3. 4年生に対する教育実践

つぎに、4年生に対する「精神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」における教育実践内容を示す。

(1) 「精神保健福祉援助実習指導」について（表2）

先にも述べたように、2020年度は4月当初から新型コロナの影響を受け、eラーニングを中心としたWeb授業を開始することとなった。対面での授業が再開されたのは6月だったが、授業の一部ではオンライン会議システム「Zoom」を使用して行った。「精神保健福祉援助実習指導」における教育実践として、1) 事前学習、2) 事後学習、3) 実習報告会の3点を取り上げることにする。

1) 事前学習

2020年度は、初回授業からeラーニングによる授業へ切り替わったため、オリエンテーションの内容・実習における留意点・事前学習の内容等をすべて書面にまとめ、それらの資料を掲載した。事前学習では、主に実習記録の書き方

表2 4年生授業スケジュール

時期	授業内容	授業方法	
前期	オリエンテーション（授業スケジュール、履修上の注意、実習先確認、事前学習オリエンテーション）	eラーニング	
	実習計画書作成指導		
	事前訪問、実習記録等の書類提出、実習での留意点①		
	実習記録の書き方①		
	実習記録の書き方②		
	事前学習1「精神保健福祉法（入院形態）」		
	事前学習2「障害者虐待防止法・生活保護法」		
	事前学習3「精神保健福祉法」		
	事前学習4「医療保険制度他」		
	オリエンテーション（授業スケジュールの説明、新型コロナに関する留意点、実習配属について、実習記録等の書類提出、実習での留意点②）、実習記録の書き方③		対面
	座談会形式による授業（事前訪問、実習記録等の書類提出、実習での留意点、質疑応答）		
	実習記録の書き方④（記録の書き方に関するオリエンテーション、提出課題の指導、質疑応答）		
	実習記録の書き方⑤（提出課題の指導、記録の書き方に関するグループ討）		
	実習記録の書き方⑥（動画（YouTube）視聴及びグループ討議）		
実習記録の書き方⑦（動画（DVD）視聴、質疑応答）			
事前学習5「実習中のコミュニケーションに関して」、新型コロナに関する連絡事項	Zoom		
事前学習6「事前訪問」、新型コロナに関する連絡事項			
後期	オリエンテーション（後期授業概要の提示等）	対面	
	事後学習1 個別指導①		
	事後学習2 個別指導②		
	事後学習3 感想発表等グループ討議①		
	事後学習4 個別指導③		
	事後学習5 個別指導④		
	事後学習6 感想発表等グループ討議②		
	事後学習7 個別指導⑤		
	事後学習8 個別指導⑥		
	事後学習9 感想発表等グループ討議③		
	事後学習10 個別指導⑦		
	事後学習11 個別指導⑧		
	事後学習12 感想発表等グループ討議④		
	事後学習13 個別指導⑨		
	事後学習14 個別指導⑩		
	事後学習15 感想発表等グループ討議⑤		
	事後学習16 実習評価全体総括会		
事後学習17 実習報告会			

に関する授業、各種法制度がテーマとなる事例を用いた授業を行った。いずれの学習でも4月から5月に行ったeラーニングによる授業では、学生はeラーニングシステムから課題提出を行い、担当教員が添削するといった双方向のやり取りを通じて学習を進めていった。

まず、実習記録の書き方に関する授業では、オリエンテーション資料として、実習日誌の各項目の内容及び記載方法、記載例の解説等をまとめた資料をeラーニングに掲載した。学生には、オリエンテーション資料を各自で熟読後、解説されたポイントを念頭に自らのプレ実習日誌を書き直し提出することを課した。書き直された日誌は担当教員が添削を行い、学生は合計2回の書き直しを通じて実習記録の書き方を練習した。6月以降に行った実習記録の書き方に関する授業では、実習日誌の「考察」の書き方に関する説明、個別及びグループ指導、動画を用いた記録の練習等を行った。動画を用いた記録練習では、以下の教材を使用した。

- ①中島映像教材出版（2013）『私の統合失調症を語ろう』（<https://www.youtube.com/watch?v=AhUA8O9hH4I>）
- ②中島映像教材出版（2013）「べてるについて／本田幹夫インタビュー」『私の統合失調症を語ろう』

つぎに、各種法制度がテーマとなる事例を用いた授業では、「精神保健福祉法（入院形態）」「障害者虐待防止法・生活保護法」「精神保健福祉法」「医療保険制度」を題材に、担当教員が作成した事例をもとに学習を進めた。例年、各種法制度を基に事前学習した内容を学生がグループ発表するのだが、発表準備のためにグループ学習を行う必要があり、新型コロナウイルス感染防止の観点から、eラーニングによる個別学習

へと授業方法を切り替えた。題材となる法制度の選定や事例の内容等を検討するため、週に1回のペースで担当教員による会議を設けた。学生には、作成した事例を熟読後、各設問に対する回答をレポートにまとめるよう課題を提示した。また、事例に関する質問はメールで受け付け、細やかな対応となるよう努めた。

2) 事後学習

コロナ禍以前は、夏季休暇終了までには学生全員が「精神保健福祉援助実習」を終え、後期授業からは事後学習を開始していた。しかし、2020年度は後期授業期間中も継続して実習配属を行い、結果として学生全員の配属が終了するまでに5カ月間を要した。そのため、すべての実習を終えた学生とそうでない学生が後期授業期間に混在することとなった。担当教員間で授業スケジュールを協議し、後期授業においては実習が終了している学生から順番に個別指導を行うこと、さらに隔週で実習体験を基にしたグループ討議を行うこととした。個別指導は、精神科病院もしくは地域の障害福祉サービス事業所ごとに実習巡回を担当した教員が引き続き行った。また、グループ討議には実習等で参加できない学生を除く全員が出席することとし、当日に個別指導を受け持っていない教員が参加した。前年度までは前期授業の中でグループ討議を取り入れ、実習中の学生が体験を言語化し整理する機会、実習中ではない学生にとっては疑似体験を通じた事前学習の機会を設けていた。また、グループ討議を通じて学生同士の仲間意識づくりも狙っていた。しかし、今年度は相次ぐスケジュール変更で十分に組み立てていなかったため、後期授業で実施することにした。前期でグループ討議を行っていた時同様に、自分の体験を言語化したり他者の体験から

学んだりするだけでなく、他者の体験と自分の体験を重ね合わせて意見を述べるという、学生にとってもよい事後学習の機会となった。

3) 実習報告会

これまでの実習報告会では、3年生を参加させ、さらに実習指導者を招いて11月中には実施していた。2020年度はコロナ禍のため、密を避けることと実習指導者の移動に係るリスク等を考慮し、オンラインで参加できるよう準備を進めた。学生の参加については、3年生の参加は例年通りとし、1・2年生もオンラインでの参加が可能であることをアナウンスした。また、発表内容は例年精神科病院と地域の障害福祉サービス事業所等を分けて発表していたが、オンラインでの参加を採用したため長時間にならないよう配慮する必要があり、2か所の実習成果をまとめて発表する方針とした。実習報告会の時期は、すべての実習配属終了が12月であったため、精神保健福祉士国家試験後の2月下旬に設定した。このスケジュールは、学生にとっては国家試験の受験勉強をしながら実習報告会の準備に取り組みざるを得なかったこと、実習終了から実習報告会までタイトなスケジュールになったためプレゼンの予行演習にほとんど時間をかけられず大きな苦勞であり、教員にとっても年度末・新年度の業務が立てこむなかでの指導となり厳しい状況であった。しかしながら、実習報告会では実習指導者から有意義な質問等も挙がり、学生一人ひとりが実習の成果を自らの言葉で表現することができ、充実した時間となった。

(2) 「精神保健福祉援助実習」について

「精神保健福祉援助実習」では、例年6月から9月を実習期間に設定し、精神科病院へ15日

間以上、地域の障害福祉サービス事業所等へ12日間以上の実習を実施している。しかし、2020年4月に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟から会長声明が出されたことを受け、6月からの「精神保健福祉援助実習」配属を見合わせることにした。前期授業期間中は、実習施設側と実習受入れに関する情報交換を複数回にわたって行い、さらにその間には、大学全体として実習実施上の感染対策の検討が進められ、方針が決定された。本学科では、その方針に沿って実習実施要項を検討、作成した。出来上がった実習実施要項は、実習施設へ送付するとともに、実習施設へ説明の電話連絡を行い、実習実施に対する理解と協力を求めた。同時に、学生にも配付し口頭で説明を行った。

実習施設の状況によっては、実習受入れが困難となり、苦勞の末受け入れを断念した実習先もあった。その都度、教員が新たな実習受け入れ先を探し、急なお願いにも関わらず実習先のご厚意で受け入れていただくことができた。一方、実習受入れを行った実習施設においては、コロナ禍の状況に合わせた実習プログラムの立案及び指導方法の工夫等を積極的に行い、実習を進めていただいた。また、新型コロナの感染状況が見通せないため、事前訪問及び実習時期をたびたび延期せざるを得ない実習施設もあり、学生・実習指導者・担当教員にとっては大変な苦勞であった。とくに、学生にとっては延期や実施時期が定まらないことや実習中の急なプログラム変更への大きな不安があったと推察できる。不安を抱える学生たちに対し、担当教員は可能な限り丁寧な説明を心がけ、積極的に連絡を取り、些細なことでも相談に乗るよう取り組んだ。

また、実習期間中には例年授業期間中は一

度、夏季休暇中には週一度のペースで実習巡回を行うが、配属期間の関係で、授業期間中でも帰校日設定をせず、週一度の巡回指導を実施した施設があった。また、新型コロナの感染拡大防止の観点から担当教員が訪問することを控え、実習指導者及び学生とはZoomを活用して遠隔による指導等を行うこともあった。

以上のように、2020年度の「精神保健福祉援助実習」では、実習施設の理解と協力のもと、履修する学生全員が年内に実習を終えることができた。実習実施要項には、新型コロナ感染防止のため、実習開始2週間前から実習終了まで、アルバイト・サークル活動・ボランティア活動・不要不急の外出及び交流会等の実施をしないことが明記されている。そのため、学生の中には事前にアルバイト代を貯金できるよう行動した者や、自主的にホテルへ宿泊し感染防止に努めた者等もいた。コロナ禍での実習実施は、予想できないことの連続であり、学生にとって身体的・精神的・経済的な面で非常に負担となった。担当教員はできる限り学生に寄り添い、コロナ禍での実習における学びが深まるよう幾度にもわたり協議を行って教育に取り組んだ。

4. 2021年度に向けた課題

2020年度は、新型コロナの影響により、行動が制限されたことで学生の学ぶ機会が減った。本来であれば、2020年度では次の3点の課題に取り組むことにしていた。

- ①学生のコミュニケーションスキル獲得及び向上のためのトレーニング導入
- ②精神障害のある人の日常生活あるいは社会生活を学生が具体的にイメージできるよう

になるための活動に対する支援の充実

③事後学習スケジュール及び内容の見直し

以上の3点を担当教員間で検討し、2020年度の教育へ取り入れていくことを想定していた。具体的に、①は、従前の授業における限られた時間だけではスキル獲得及び向上が困難であったため、授業外において各学生が日頃から意識的にコミュニケーションを行うことなどに加え、早期からのトレーニング導入を検討するという課題であった。②は、①とも共通する課題であり、授業で行う学習だけでは、精神障害のある人の日常生活あるいは社会生活へのイメージを膨らませることに難しさがあったため、自主実習やボランティア活動等を推奨し、その支援を行ってきた。今後は、学生が課外時間を有効に活用でき学習が深められるようなサポート体制の整備を行うという課題であった。③は、後期に実施する事後学習では、国家試験までのスケジュールを考慮すると学習時間を十分確保することが困難になっていたため、事後学習における課題の整理と授業スケジュール及び内容の見直しを行うという課題であった。しかし、予測困難なコロナ禍の状況では、いずれの課題も取り組むことができなかった。

今後も感染拡大が続くようであれば、2021年度はそれらの課題への取り組みはもとより、「精神保健福祉援助実習指導」の学習内容や方法等のさらなる検討、新型コロナの感染防止を念頭に置いた実習計画書作成指導等が必要となる。さらに、「精神保健福祉援助実習」の実施に向けた取り組みとして、実習施設への感染対策に関する丁寧な説明と情報共有を行うことで連携を強化すること、実習受入れ困難な実習施設が今後も出てくることを想定し新規実習施設の確保及び学内実習内容の検討を行うこと、感

染拡大に伴う実習への影響とその対応について
情報収集を行うことなどが必要となってくる。

5. おわりに

2020年度の教育実践は、新型コロナに大きく影響を受けた。多くの苦労があったが、コロナ禍であっても、学生にとって最良の教育及び実習環境を整えることが教員にとって重要であることを再認識させられた一年でもあった。

さいごに、2020年度の実習においては実習施設の皆様をはじめとする多くの方々に協力をいただきましたことを心より感謝し、この場を借りてお礼申し上げます。

注

- 1) 2020（令和2）年2月28日付けで、文部科学省及び厚生労働省の関係部局から精神保健福祉士を含む医療関係職種等について、各学校等における運営及び受験資格に係る取扱いなどの基本的な考え方に関する事務連絡が発出された。とくに、各学校等の運営において、実習受入れの中止等により実習施設の確保が困難である場合は年度をまたいで実習を行って差し支えないことや、実習施設等の代替が困難である場合は実習に代えて演習又は学内実習等を実施することとして差し支えないことなどが示された。
- 2) 2020（令和2）年4月3日に、日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会長から「新型コロナウイルス感染拡大傾向に伴う社会福祉士及び精神保健福祉士養成教育に対する考えについて」が出された。その声明では、実習施設側の実習受入れに関する意向にかかわらず、6月末日まで実習を見合わせることを会員校への依頼というかたちで、実習の自粛が呼びかけられた。